

各位

日本貸金業協会
会長 倉中 伸

「社内規則策定ガイドライン(規程記載例)」の目的外利用の禁止のお願い

令和 7 年 8 月 1 日より、「定款の施行に関する規則」及び「協会加入等に関する規則」(旧名称:「協会員管理規則」)が一部改正、施行されましたので趣旨ご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

1. 改正の趣旨

当協会では、協会への加入メリットとして協会員及び本協会に加入しようとする者に対し、「社内規則策定ガイドライン(規程記載例)」を提供しています。しかしながら従来、第三者によるこの「社内規則策定ガイドライン(規程記載例)」の無断転用を防止する措置が不十分であったため、秘密情報の適切な管理と目的外利用の防止を図るべく、規則改正を行いました。

2. 主な改正内容

定款の施行に関する規則	
第 12 条 第 2 項	協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を他に漏れないよう適切に管理し、みだりに他に開示してはならない。
協会加入等に関する規則	
第 8 条 第 1 項	協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者(以下「協会員等」という。)は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。
第 8 条 第 2 項	前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログイン ID 及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ(社内規則策定ガイドライン(規程記載例)等)及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。
第 8 条 第 3 項	協会員等は、貸金業登録手続(新規・更新)に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第 1 項の趣旨を理解させ、第 1 項と同様の義務を課すものとする。
第 8 条 第 4 項	第 1 項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続(新規・更新)をしようとする第三者(協会員等の子会社等関係会社を含む。)に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。
第 8 条 第 5 項	協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。

3. 「社内規則策定ガイドライン(規程記載例)」の複写、転用の禁止

貸金業に係る社内規則の作成にあたっては、上記内容をご理解のうえ、複写、転用がないよう、適正な「社内規則策定ガイドライン(規程記載例)」の運用をお願いいたします。

お問い合わせ先 日本貸金業協会 支部業務部 会員加入促進登録課
電話 03－5739－3012